

下関市環境基本計画 素案

令和8年8月

下関市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	3
4 計画の対象範囲.....	3
5 計画の推進主体と役割.....	3
第2章 環境を取り巻く課題.....	5
1 社会情勢の変化.....	5
2 環境政策の動向.....	6
3 これまでの計画の評価.....	6
4 アンケート調査結果.....	8
5 本計画における重点課題.....	8
第3章 計画の目指す方向.....	10
1 計画の目指す姿.....	10
2 基本目標.....	10
3 施策体系.....	11
4 指標体系.....	12
第4章 施策の展開.....	14
第1節 自然環境.....	14
1 現状と課題.....	14
2 基本目標.....	14
3 KGI（成果指標）.....	14
4 施策の方向性.....	14
第2節 生活環境.....	17
1 現状と課題.....	17
2 基本目標.....	17
3 KGI（成果指標）.....	17
4 施策の方向性.....	17
第3節 地球環境.....	20
1 現状と課題.....	20
2 基本目標.....	20
3 KGI（成果指標）.....	20
4 施策の方向性.....	20
第4節 循環型社会.....	23
1 現状と課題.....	23
2 基本目標.....	23
3 KGI（成果指標）.....	23
4 施策の方向性.....	23
第5節 環境基盤施策.....	25

1	現状と課題.....	25
2	基本目標.....	25
3	KGI（成果指標）.....	25
4	施策の方向性.....	25
第5章	計画の推進.....	28
1	推進体制.....	28
2	進行管理.....	30

資料編

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、関門海峡をはじめとする豊かな海域、緑豊かな森林、河川、里地里山など、多様な自然環境に恵まれています。これらの環境は、市民の安全で快適な暮らしや地域の産業を支えるとともに、本市固有の歴史、文化及び景観を形づくる大切な基盤となっています。

本市では、下関市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下関市環境基本計画を策定し、市民、事業者及び市がそれぞれの役割の下で連携・協働しながら、環境施策に取り組んできました。

一方、近年、気候変動の影響の顕在化、生物多様性の損失、資源・エネルギー制約の深刻化など、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、脱炭素社会、自然再興（ネイチャーポジティブ）及び循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行など、環境課題を個別に捉えるのではなく、相互のつながりを踏まえて統合的に解決していくことが求められています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、本市を取り巻く社会状況も変化しており、地域における環境保全活動の担い手の確保をはじめ、新たな課題への対応が必要となっています。環境施策を着実に進めるためには、行政による取組に加え、市民や事業者が環境問題を自らの暮らしや事業活動に関わるものとして捉え、具体的な行動につなげていくことが重要です。

こうした社会情勢の変化や新たな環境課題に対応するとともに、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、市民の実感や行動の変化を重視した、分かりやすく実効性のある環境施策を推進するため、本市の環境政策の基本的な方向性を示す新たな下関市環境基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

（1）法令・条例との関係

本計画は、下関市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

本市の環境行政の基本的な方向性を示すとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと、協働して環境施策を推進するための指針となるものです。

（2）総合計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「下関市総合計画」に掲げる将来都市像の実現に向け、環境分野を担う個別計画として位置付けるものです。

また、総合計画に掲げる環境関連施策との整合を図りながら、環境分野における施策の

方向性を示します。

(3) 関連計画との関係

本計画は、国の環境基本計画及び山口県環境基本計画をはじめとする環境関連計画との整合を図りながら策定するものです。

また、本市の地球温暖化対策実行計画や一般廃棄物処理基本計画などの環境分野の個別計画と連携しながら、総合的かつ計画的に環境施策を推進します。特に、地球温暖化対策実行計画及び一般廃棄物処理基本計画については、本計画において環境分野全体の方向性を示し、具体的な施策や目標は各個別計画に位置付け、それぞれの計画に基づき推進することにより、役割分担を明確化します。

さらに、教育、防災、都市計画、景観、農林水産業等の関連分野との連携を図りながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。

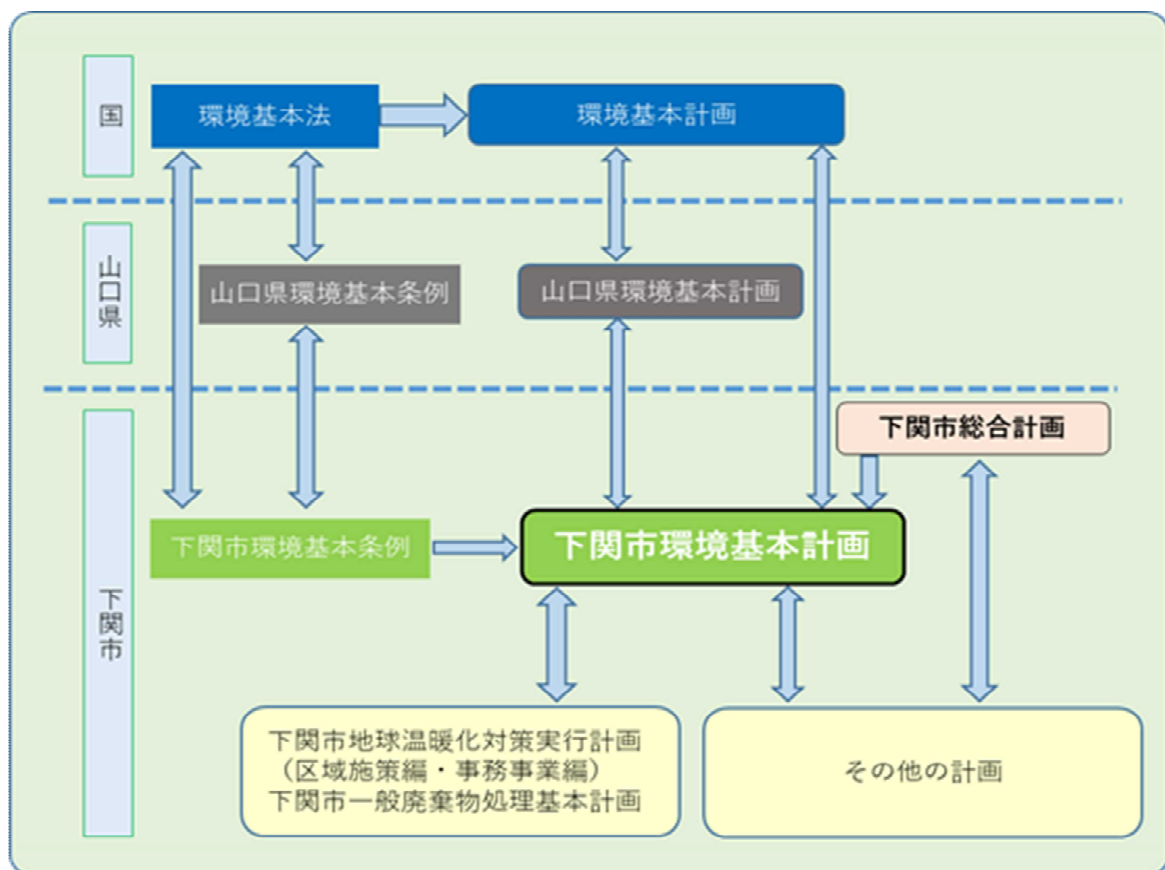


図 環境基本計画の位置付け

3 計画期間

計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの10年間とします。

計画の推進に当たっては、社会情勢や環境を取り巻く状況の変化、国及び県の環境政策の動向、本市総合計画との整合等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画は、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市域全体を対象とします。

本計画では、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」及び「循環型社会」の4分野を環境施策の対象分野として位置付け、それぞれの分野における課題の解決と持続可能な地域社会の実現を目指します。

また、環境教育・環境学習、多様な主体との連携・協働、環境配慮行動を支える仕組みづくりなどを「環境基盤施策」として位置付け、各分野を横断的に支える施策を推進します。

表 計画で取り扱う対象範囲

区 分	項 目
【環境施策】	
自然環境	生物多様性、森林、農地、河川、海域、自然景観、希少野生動植物、外来生物、自然とのふれあい
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、公害苦情、環境美化、空き家・空き地、景観・まちなみ、公園・緑地
地球環境	地球温暖化対策、エネルギー対策、気候変動適応
循環型社会	ごみ減量、資源循環、廃棄物の適正処理
【横断的施策】 環境基盤施策	環境教育・環境学習（ESD）、人材育成、環境情報発信、多様な主体との連携・協働、環境配慮行動、環境経営、環境マネジメント

5 計画の推進主体と役割

環境問題は、市民の日常生活や事業者の事業活動、市の行政活動など、あらゆる主体の活動と深く関わっています。

本計画の推進に当たっては、下関市環境基本条例に定める市民、事業者及び市の責務に基づき、それぞれが主体的に環境保全に取り組むことが重要です。

また、近年の環境課題は複雑化・多様化しており、行政だけで解決できるものではありません。

せん。脱炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の形成などを進めるためには、市民、事業者、市に加え、自治会、学校、市民活動団体、関係機関など、多様な主体が相互に連携・協働しながら取り組むことが必要です。

本計画では、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、主体間の連携・協働を通じて環境施策を着実に推進します。

【市民・事業者・市の役割 ー下関市環境基本条例より】

●市民の責務

- ・日常生活に伴う環境への負荷の低減
- ・快適な環境の形成に資する行動の実施
- ・環境の保全への自主的な取組
- ・市が実施する環境の保全に関する施策への自主的かつ積極的な協力

●事業者の責務

- ・事業活動に伴って生じる公害の防止及び廃棄物の適正処理
- ・自然環境を適切に保全するために必要な措置の実施
- ・製品が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるようにするための措置の実施
- ・製品が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減
- ・環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用
- ・環境の保全への自主的な取組
- ・市が実施する環境の保全に関する施策への自主的かつ積極的な協力

●市の責務

- ・基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- ・環境の保全に資する取組の率先的実行
- ・市民、事業者の環境保全及び快適な環境形成のための取組支援

第2章 環境を取り巻く課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化

本市の人口は減少傾向が続いており、少子高齢化も進行しています。今後、生産年齢人口の減少や地域コミュニティの担い手不足が懸念されており、環境保全活動や地域活動を支える人材の確保が課題となっています。

また、人口減少に伴う空き家や空き地の増加、地域公共交通の維持など、生活環境や地域環境に関する新たな課題への対応も求められています。

持続可能な地域社会を実現するためには、多様な主体の連携・協働による環境活動の推進や、次世代を担う人材の育成が重要となっています。

(2) 気候変動の進行

地球温暖化の進行に伴い、世界各地で異常気象や自然災害が頻発しており、我が国においても豪雨災害や猛暑の発生など、気候変動の影響が顕在化しています。

本市においても、気温の上昇や大雨の頻発、熱中症リスクの増加などが懸念されており、市民生活や産業活動、自然環境への影響が予想されています。

このため、温室効果ガスの排出削減による気候変動の緩和策とともに、気候変動の影響に備える適応策を一体的に推進していくことが求められています。

(3) ライフスタイルの変化

近年、デジタル技術の進展や価値観の多様化などにより、人々のライフスタイルは大きく変化しています。

一方で、社会経済活動は依然として大量生産・大量消費・大量廃棄型の構造に依存しており、資源消費や廃棄物の増加、温室効果ガスの排出など、環境への負荷を生じさせています。

持続可能な社会の実現に向けては、資源を有効に活用する循環型の経済社会への転換や、環境に配慮した消費行動・行動選択を促進し、市民一人ひとりの行動変容につなげていくことが重要となっています。

現状データやグラフの差し込み

2 環境政策の動向

(1) 脱炭素社会への転換

気候変動問題への対応は世界共通の課題となっており、我が国では2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されています。また、「地球温暖化対策計画」や「GX2040 ビジョン」などに基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、地域脱炭素の実現に向けた取組が進められています。

本市においても、脱炭素先行地域としての取組をはじめ、市民、事業者及び市が連携しながら、地域特性を活かした脱炭素社会の構築を進めていく必要があります。

(2) ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失は気候変動と並ぶ世界的な課題となっており、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を契機として、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が国際社会共通の目標となっています。

我が国においても、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用、30by30の推進など、自然と共生する社会の実現に向けた取組が進められています。

本市が有する豊かな森林、里地里山、河川及び海域などの自然環境を将来世代へ引き継ぐため、生物多様性の保全と自然との共生に向けた取組を推進していくことが重要です。

(3) サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源制約や廃棄物問題への対応に加え、脱炭素社会の実現や経済成長との両立を図るため、資源を効率的かつ循環的に利用するサーキュラーエコノミーへの移行が世界的に進められています。

サーキュラーエコノミーは、製品や資源の価値を可能な限り維持しながら循環利用することで、新たな資源投入や廃棄物の発生を抑制する経済社会の仕組みであり、我が国においても循環経済への移行に向けた取組が推進されています。

本市においても、ごみの発生抑制や資源循環の推進に加え、地域資源の有効活用や循環利用を促進することにより、環境と経済の好循環につながる持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

3 これまでの計画の評価

本市では、これまでの下関市環境基本計画に基づき、自然環境の保全、生活環境の確保、地球温暖化対策及び循環型社会の形成に向けた施策を推進してきました。

各分野において一定の成果が見られた一方で、環境を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題への対応が求められています。

また、これまでの取組や進行管理を通じて、施策体系や指標体系に関する課題も明らかとなりました。

(1) 施策の実施状況

これまでの計画では、自然環境、生活環境、地球環境及び循環型社会の各分野において、多様な施策を実施してきました。

生活環境分野における環境基準の維持や公害防止対策の推進、ごみ減量や資源循環の取組、脱炭素社会の実現に向けた取組など、各分野で施策を着実に推進し、一定の成果が見られました。

一方で、分野ごとに成果の現れ方には差が見られ、気候変動への対応、生物多様性の保全、資源循環の更なる推進など、引き続き取り組むべき課題も残されています。

(2) 進行管理における課題

これまでの進行管理では、多数の成果指標及び施策指標を設定し進行管理を行ってきましたが、指標数が多く、施策との関連性が分かりにくいものも見られました。

また、施策の実施状況を把握するための指標と、施策の成果を把握するための指標が十分に整理されておらず、施策の効果や進捗状況を分かりやすく評価することが難しい状況がありました。

さらに、社会情勢の変化や新たな環境課題への対応など、計画期間中に生じた課題を施策体系へ十分に反映できていない面も見られました。

(3) 本計画への反映

本計画では、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、脱炭素、ネイチャーポジティブ及びサーキュラーエコノミーといった新たな政策課題への対応を強化します。

また、施策体系を見直すとともに、基本目標ごとに KGI（成果指標）、施策の方向性ごとに KPI（進捗・行動指標）を設定し、具体的な事業についてはアクションプラン（仮称）に位置付け、活動指標（行政実施指標）により実施状況を把握することで、成果を重視した分かりやすい進行管理を行います。

さらに、市民、事業者及び多様な主体との連携・協働を強化し、環境配慮行動につながる仕組みづくりを推進することで、持続可能な地域社会の実現を目指します。

図 これまでの計画の評価結果（概要）

4 アンケート調査結果

本計画の改定に当たり、市民及び事業者を対象としたアンケート調査を実施し、環境に関する意識や行動、環境施策に対する評価等を把握しました。

調査の結果、市民及び事業者ともに、環境に求めるものは、自然環境の保全に加え、空き家・空き地への対応や不法投棄対策、公園・里山など身近な生活環境の維持管理へと広がっていることが分かりました。

また、環境に配慮した行動については、省エネルギーやごみの分別など身近な取組は比較的实践されている一方で、費用や手間を伴う取組は実践が進みにくい状況が見られました。事業者においても、環境配慮の必要性は認識されているものの、人材やコスト、ノウハウなどの課題を抱えている状況が見られました。

さらに、市民及び事業者ともに、環境配慮行動を促進するためには、情報提供や支援の充実に加え、コストや手間などの課題を踏まえ、日常生活や事業活動の中で無理なく実践できる仕組みづくりが重要であることが確認されました。

これらの結果を踏まえ、本計画では、市民及び事業者が環境問題を自らの暮らしや事業活動と結び付けて捉え、環境配慮行動につながる施策を推進するとともに、アンケート調査で把握した課題やニーズを踏まえ、各分野の施策を推進します。

(1) 市民アンケートから見えた主な傾向

- * 環境への関心は自然保護から生活環境の質へシフトしている
- * 脱炭素の必要性は認識されているものの、日常生活との結び付きは弱い
- * ごみ分別など日常的な環境配慮行動は定着している一方、設備投資やイベント参加などの行動は限定的
- * コストや情報不足などが環境配慮行動の障壁となっており、暮らしの安心・快適さにつながる取組が求められている

(2) 事業者アンケートから見えた主な傾向

- * 環境配慮の必要性は認識されている
- * 脱炭素や環境経営への取組には人材・コスト・ノウハウ不足などの課題がある
- * 行政による情報提供や支援への期待が見られる
- * 環境配慮と事業活動の両立に向けた支援が求められている

5 本計画における重点課題

本市を取り巻く社会情勢の変化、環境政策の動向、これまでの計画の評価及びアンケート調査結果を踏まえると、今後の環境施策を推進する上で、次の課題に重点的に取り組む必要があります。

(1) 自然環境

本市には、森林、河川、里地里山及び海域など、多様で豊かな自然環境が残されています。一方で、生物多様性の損失や担い手不足などにより、自然環境の維持管理が課題となっています。

また、市民が自然環境にふれ、その価値を実感できる機会の充実も求められていることから、生物多様性の保全と自然環境の適切な維持管理を進めるとともに、自然とのふれあいや活用を促進していく必要があります。

(2) 生活環境

本市の生活環境は概ね良好な状態が維持されていますが、生活様式の変化に伴う環境問題や地域課題への対応が求められています。

引き続き大気、水質等の生活環境の保全を図るとともに、環境美化活動や快適な生活環境づくりを推進し、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を維持していく必要があります。

(3) 地球環境

気候変動の影響が顕在化する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められています。

本市においても、脱炭素先行地域としての取組を推進するとともに、市民、事業者及び市が一体となった脱炭素型ライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの導入促進、気候変動への適応を進めていく必要があります。

(4) 循環型社会

資源やエネルギーを取り巻く課題が深刻化する中、ごみの発生抑制や資源循環の推進に加え、資源を有効活用するサーキュラーエコノミーへの転換が求められています。

そのため、市民、事業者及び市が連携しながら、循環型ライフスタイルの定着や地域資源の循環利用を進め、持続可能な循環型社会の形成を図る必要があります。

(5) 環境基盤施策

環境問題への関心は高まっている一方で、環境配慮行動や環境活動への参加につながっていない状況が見られます。

このため、環境教育・環境学習の充実、多様な主体との連携・協働の推進に加え、防災、健康、教育など暮らしに身近な分野と連携した取組を通じて、市民や事業者の行動変容につながる仕組みづくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の目指す方向

1 計画の目指す姿

本市は、海、山、川などの豊かな自然環境に恵まれ、多様な地域資源を有しています。これらの環境は、市民の暮らしや産業を支える基盤であり、将来にわたって守り、活かしていくことが重要です。

一方で、気候変動の進行や生物多様性の損失、資源・エネルギーを取り巻く課題など、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。また、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の環境活動を支える担い手の確保など、持続可能な地域づくりに向けた対応が求められています。

こうした課題に対応するためには、環境・経済・社会の調和を図りながら、地域の豊かな自然環境を守り、活かすとともに、市民、事業者、市及び多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

本計画では、総合計画のまちづくりの基本理念である「可能性を築くまち」の実現に向け、「本市の豊かな自然資源の価値を再認識し、人と自然が共生できるしくみづくり」を基本的な考え方として、誰もが安心して未来を描き、持続可能な地域社会を次世代へ引き継ぐことを目指します。

2 基本目標

本計画では、この基本的な考え方のもと、環境を取り巻く課題に対応し、持続可能な地域社会の実現を目指すため、次の5つの基本目標を設定します。

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

生物多様性の保全や自然環境の適切な維持管理を進めるとともに、市民が自然とふれあい、その価値を実感できる機会の充実を図り、豊かな自然環境を将来世代へ引き継ぎます。

(2) 安全・安心で快適に暮らせる生活環境の確保

公害の防止や生活環境の保全を図るとともに、環境美化や身近な地域の魅力向上などを通じて、安全・安心で快適に暮らせる生活環境の維持・向上を図ります。

(3) 自然と調和した脱炭素社会の構築

脱炭素型ライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの導入促進、気候変動への適応を進め、自然と調和した脱炭素社会の実現を目指します。

(4) 循環型社会の形成に向けた資源循環の推進

ごみの発生抑制や資源循環を推進するとともに、サーキュラーエコノミーの考え方を取り入れながら、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

(5) 多様な主体が連携し環境施策を推進する仕組みづくり

環境教育・環境学習の推進、多様な主体との連携・協働及び環境配慮行動を支える仕組みづくりを通じて、環境施策を持続的に推進する基盤を構築します。

3 施策体系

本計画では、5つの基本目標の実現に向け、それぞれの基本目標ごとに施策の方向性及び主要な施策を定めます。

主要な施策を実現するための具体的な事業及び活動指標については、別に定めるアクションプラン（仮称）に位置付け、本計画と連携しながら計画的に推進します。

また、「環境基盤施策」については、環境教育・環境学習、多様な主体との連携・協働及び環境配慮行動を支える仕組みづくりを通じて、自然環境、生活環境、地球環境及び循環型社会の各分野を横断的に支える施策として推進します。

基本目標	施策の方向性	主要な施策
Ⅰ 豊かな自然環境の保全と活用 (自然環境)	①生物多様性の保全	●生物多様性の理解促進 ●生物多様性保全活動の推進 ●生物多様性保全体制の充実
	②自然とのふれあい・活用の推進	●自然とふれあう機会の充実 ●自然関連施設の活用推進 ●自然資源の活用促進
	③自然環境の維持管理	●森林・里地里山の保全 ●里海・海岸環境の保全 ●自然環境を支える担い手・活動の維持
	①公害のない生活環境の確保	●環境監視の推進 ●環境情報の公表・発信 ●公害の未然防止
	②健康で快適な生活環境づくり	●魅力あるまちなみの形成 ●身近な生活環境の充実 ●空き家・空き地対策の推進
	③環境美化の推進	●環境美化活動の推進 ●ポイ捨て防止・マナー向上
	①脱炭素型ライフスタイルへの転換	●脱炭素型ライフスタイルの推進 ●環境配慮行動の促進
	②脱炭素型まちづくりの推進	●環境負荷低減に向けたまちづくり ●公共交通等の利用促進 ●緑地の保全、緑化の推進
	③再生可能エネルギーの導入促進	●再生可能エネルギー導入促進 ●地域資源を活用したエネルギー利用 ●エネルギーの地産地消の推進
Ⅲ 自然と調和した脱炭素社会の構築 (地球環境)	④気候変動への適応	●気候変動リスクへの対応 ●熱中症・災害対策 ●気候変動に関する情報発信
	①ごみの発生抑制の推進	●4 R運動の推進 ●食品ロス削減の推進
	②資源循環の推進	●分別・リサイクルの推進 ●地域内資源循環の推進 ●資源循環に関する普及啓発
	③廃棄物の適正処理の推進	●一般廃棄物の適正処理 ●生活排水の適性な処理体制の確保 ●産業廃棄物の適正処理推進 ●不法投棄防止対策 ●漂着ごみ対策の推進 ●災害廃棄物対策
	①環境教育・環境学習の推進	●学校等における環境教育の推進 ●幅広い世代への環境学習の促進 ●環境学習・環境保全活動を支える人材づくり
	②多様な主体との連携・協働	●協働による環境活動の推進 ●地域主体の環境活動への支援
	③環境配慮行動を支える基盤づくり	●環境配慮行動につながる仕組みづくり ●環境と暮らしのつながりが実感できる情報発信 ●分野横断的な環境施策の推進
	Ⅴ 多様な主体が連携し環境施策を推進する仕組みづくり (環境基盤施策)	

図 施策体系

4 指標体系

本計画では、施策の進捗状況や成果を分かりやすく把握し、効果的な進行管理を行うため、「KGI（成果指標）」、「KPI（進捗・行動指標）」を設定するとともに、具体的な事業についてはアクションプラン（仮称）に「活動指標（行政実施指標）」を設定します。

KGI（成果指標）は、基本目標ごとに設定し、計画が目指す成果の達成状況を把握するための代表的な指標です。

KPI（進捗・行動指標）は、施策の方向性ごとに設定し、基本目標の達成に向けた取組の進捗状況を把握するための指標です。

活動指標（行政実施指標）は、アクションプラン（仮称）に位置付ける具体的な事業ごとに設定し、事業や取組の実施状況を把握するための指標です。

KGI については中間年度及び計画期間終了時を基本として評価を行い、KPI 及び活動指標については毎年度把握・評価を行います。

なお、地球環境分野及び循環型社会分野については、地球温暖化対策実行計画及び一般廃棄物処理基本計画との役割分担を踏まえ、指標の設定及び進行管理については、各個別計画との整合を図ります。

これらの指標を体系的に活用しながら施策の進捗状況及び成果を継続的に把握・評価し、その結果を施策や事業の改善につなげることで、計画の実効性の向上を図ります。

表 指標体系

区 分	設定単位	内 容	評価時期
KGI（成果指標）	基本目標	基本目標の達成状況を把握する指標	中間年度・計画終了時
KPI（進捗・行動指標）	施策の方向性	施策の進捗状況を把握する指標	毎年度
活動指標 （行政実施指標）	アクションプラン（仮称）に位置付ける具体的な事業	具体的な事業・取組の実施状況を把握する指標	毎年度

※環境施策の成果は多面的な要素から構成されるため、KGI のみで施策全体を評価するものではありません。計画の評価に当たっては、KPI や活動指標による進捗状況等も踏まえ、総合的に判断します。

第4章 施策の展開

第1節 自然環境

1 現状と課題

本市は、三方を海に開かれ、中国山地へと連なる山々や森林、河川、里地里山など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、多様な生物の生息・生育の場であるとともに、生態系を支え、市民生活や産業活動に様々な恵みをもたらす重要な基盤となっています。

一方で、生物多様性の損失や外来生物による生態系への影響に加え、人口減少や高齢化の進行に伴い、森林、農地、河川及び海域などの自然環境を維持管理する担い手の不足が課題となっています。また、市民アンケート調査では、自然環境の重要性は高く認識されている一方で、自然環境の保全や維持管理に対する評価は十分とはいえず、自然とふれあう機会や環境保全活動への参加も十分とはいえない状況が見られます。

このため、森林、農地、河川及び海域などの自然環境を適切に維持管理するとともに、自然環境の維持管理を支える担い手の確保・育成を図り、市民、事業者及び関係団体との連携・協働により、生物多様性の保全や自然環境の保全活動を推進することが必要です。また、市民が身近な自然とふれあい、その価値や魅力を実感できる機会を充実させることで、自然環境への理解を深めるとともに、自然と共生する意識の醸成につなげていくことが求められています。

2 基本目標

豊かな自然環境の保全と活用

3 KGI（成果指標）

KGI（成果指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
自然環境にふれる機会に満足している市民の割合	31.7% (令和7年度)	46.9% (令和18年度)	現状値は、市民アンケート調査（R7実施）における、「水辺」、「里地、里山、里海」、「自然の生き物」とのふれあいに対する“満足”、“やや満足”の回答数の合計による。 目標値は、同調査における“やや不満”の回答者が満足に転じた場合の数値を示す。

4 施策の方向性

（1）生物多様性の保全

①目指す方向

生物多様性への理解と保全活動を広げるため、市民、事業者及び関係団体がそれぞれの立場で保全活動に取り組むとともに、関係機関との連携・協働のもと、生態系の維持・回復や希少野生動植物の保全などを推進します。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
自然環境保全活動に参加したことがある市民の割合	現状値と目標値は今後設定		市民実感調査により把握

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
生物多様性の理解促進	生物多様性の重要性や地域の自然環境に対する理解を深めるため、普及啓発や情報発信を推進します。	* 生物多様性に関する普及啓発 * 自然環境に関する調査・観察活動への参加促進 * 地域の自然環境に関する情報発信
生物多様性保全活動の推進	市民、地域団体及び事業者等と連携し、生物多様性を守るための活動を推進します。	* ホタル保護活動の推進 * 地域における自然環境保全活動の支援 * 多様な主体との協働による保全活動の推進
生物多様性保全体制の充実	国、県及び関係機関等と連携し、生物多様性保全を継続的かつ効果的に推進する体制の充実を図ります。	* 外来生物対策の推進 * 希少野生動植物の保全に関する連携 * 自然共生サイト等との連携・活用

（２）自然とのふれあい・活用の推進

①目指す方向

市民が身近な自然に親しみ、その価値や魅力を実感しながら自然と共生する意識を育むため、自然とふれあう機会の充実や自然関連施設の活用を図るとともに、地域資源を活かした自然体験や交流・観光などを通じて、自然環境の適切な活用を推進します。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
自然体験活動参加者数	現状値と目標値は今後設定		実施事業における参加者数

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
-------	----	-------

自然とふれあう機会の充実	市民が自然とふれあい、その価値や魅力を実感できる機会を充実させるため、自然と親しみ、学び、楽しむことができる多様な取組を推進します。	* 自然観察会の開催 * 自然体験イベントの開催 * 自然体験活動に関する情報発信
自然関連施設の活用促進	自然関連施設の活用を促進するとともに、関係施設と連携しながら、自然にふれあい、学ぶ機会の充実を図ります。	* 豊田ホテルの里ミュージアムの活用 * 自然関連施設を活用した自然体験・学習の推進 * 自然関連施設に関する情報発信・利用促進
自然資源の活用促進	地域の豊かな自然資源を活かした取組を推進し、自然の魅力や地域資源の価値の向上を図ります。	* グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの促進 * 自然資源の魅力発信 * 地域資源を活かした交流・観光の促進

(3) 自然環境の維持管理

①目指す方向

森林、農地、河川及び海域など、生物多様性を支える自然環境を健全な状態で維持するため、自然環境の適切な維持管理や保全を推進するとともに、農林水産業など自然環境を支える産業や地域活動を支援し、生態系の基盤となる自然環境の保全を推進します。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
遊休農地や森林面積などで調整			

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
森林・里地里山の保全	森林や里地里山が有する多面的機能を維持・発揮できるよう、農林業との調和を図りながら、適切な維持管理や保全を推進します。	* 森林整備の推進 * 農地の保全・有効活用 * 遊休農地の発生防止・再生利用の推進
里海・海岸環境の保全	里海や海洋環境の保全を推進するため、藻場・干潟の保全や海岸環境の適切な維持管理を推進します。	* 海草藻場・干潟の保全 * 海岸環境の保全 * 里海の保全に向けた取組の推進
自然環境を支える担い手・活動の維持	森林、農地及び里海などの自然環境を支える担い手の確保・育成や地域活動への支援を通じて、自然環境の持続的な維持管理を推進します。	* 地域農業を担う担い手への支援 * 農山村地域の活性化に取り組む団体への支援 * 環境保全型農業の推進

第2節 生活環境

1 現状と課題

本市では、大気、水質、騒音・振動、悪臭等に係る環境調査や監視を継続的に実施しており、生活環境は概ね良好な状態が維持されています。一方で、生活様式や社会情勢の変化に伴い、公害苦情の内容は多様化しており、引き続き公害の未然防止と適切な対応が求められています。

また、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化などを背景として、空き家・空き地の適正管理や利活用、地域の特性を活かしたまちなみの形成、公園・緑地などの身近な生活空間の充実など、地域の快適性や暮らしやすさを高める取組が求められています。今後も、こうした課題に適切に対応し、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を維持・向上していくことが重要です。

さらに、ごみのポイ捨て、飼い犬のふん放置、落書き、路上喫煙など、まちの美観や生活環境に影響を及ぼす問題も見られることから、市民、事業者及び地域団体との連携・協働による環境美化活動やマナー向上の取組を継続していく必要があります。

市民アンケート調査においても、安全・安心で快適な生活環境の維持に対する関心は高く、今後も公害対策を着実に進めるとともに、健康で快適な生活環境づくりや環境美化を一体的に推進していくことが求められています。

2 基本目標

安全・安心で快適に暮らせる生活環境の確保

3 KGI（成果指標）

KGI（成果指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
生活環境が良好だと感じる市民の割合	32.4% (令和7年度)	49.7% (令和18年度)	現状値は、市民アンケート調査（R7実施）における、「生活環境」に関する項目の“満足”、“やや満足”の回答数の合計による。目標値は、同調査における“やや不満”の回答者が満足に転じた場合の数値を示す。

4 施策の方向性

（1）公害のない生活環境の確保

①目指す方向

大気、水質、騒音・振動、悪臭等の生活環境を保全するため、環境調査や監視を継続するとともに、事業者への指導や公害の未然防止に取り組み、環境基準の維持・達成及び環境負荷の低減を図ることで、安全・安心な生活環境を確保します。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境基準達成率	現状値と目標値は今後設定		

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
環境監視の推進	生活環境の状況を継続的に把握するため、各種環境調査や監視を実施するとともに、環境監視体制の充実を図ります。	* 環境調査の実施 * 環境監視体制の充実 * 環境データの収集・管理
環境情報の公表・発信	環境の現状や環境基準の達成状況などに関する情報を分かりやすく提供するとともに、環境保全に対する理解の促進を図ります。	* 環境基準達成状況の公表 * 環境情報の提供 * 環境保全に関する普及啓発
公害の未然防止	事業者への指導や公害苦情への対応などを通じて、公害の発生防止や早期対応を図り、安全・安心な生活環境を確保します。	* 事業者への公害防止指導 * 公害苦情への対応 * 環境事故等への対応

（２）健康で快適な生活環境づくり

①目指す方向

市民が健康で快適に暮らせる環境を確保するため、身近な生活環境に関する課題への対応を進めるとともに、快適性や利便性の向上につながる取組を推進し、誰もが安心して暮らせる良好な生活環境の形成を図ります。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
身近な生活環境が適切に管理されていると感じる市民の割合	現状値と目標値は今後設定		市民実感調査により把握

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
魅力あるまちなみの形成	地域の特性や景観資源を活かしながら、良好なまちなみの形成を推進し、身近な生活環境の快適性や魅力の向上を図ります。	* 地域の特性を活かした景観形成の推進 * ウォーカブルなまちなみづくりの推進 * 夜間景観形成の推進

身近な生活環境の充実	公園や緑地など、市民の暮らしに身近な場所の適切な整備・維持管理を進め、安全で快適に利用できる生活環境の充実を図ります。	* 公園・緑地等の整備・維持管理 * 身近な憩いの場の充実
空き家・空き地対策の推進	空き家・空き地の適切な管理や有効活用を推進するとともに、相談体制の充実を図り、地域の安全性や生活環境の維持・向上を図ります。	* 空き家・空き地の適正管理の推進 * 空き家・空き地の利活用促進 * 空き家・空き地対策の推進体制の充実

(3) 環境美化の推進

①目指す方向

市民、事業者及び地域団体との連携・協働のもと、地域の環境美化活動や清掃活動を推進するとともに、ポイ捨て防止や環境美化意識の向上を図り、快適な生活環境を維持・向上させることで、清潔で美しいまち並みを次世代へ引き継ぎます。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境美化活動に取り組む団体数	現状値と目標値は今後設定		

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
環境美化活動の推進	市民、事業者及び地域団体との連携・協働による環境美化活動を推進し、地域ぐるみで快適な生活環境の維持・向上を図ります。	* 市民参加による環境美化活動の推進 * 地域における清掃活動の推進 * 環境美化に関する情報発信・普及啓発
ポイ捨て防止・マナー向上	ポイ捨てや路上喫煙などの防止に向けた普及啓発やマナー向上に取り組み、快適で美しい生活環境の形成を図ります。	* ポイ捨て防止に関する普及啓発 * 路上喫煙対策の推進 * マナー向上の啓発

第3節 地球環境

1 現状と課題

気候変動は世界規模で深刻化しており、豪雨災害の激甚化・頻発化や猛暑日の増加など、市民生活、産業活動及び自然環境に様々な影響を及ぼしています。このため、温室効果ガスの排出削減による気候変動の緩和と、既に現れている影響や将来予測される影響に対応する適応を一体的に推進していくことが重要となっています。

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「地球温暖化対策計画」やGXの推進など、脱炭素社会への転換に向けた取組が進められており、地方公共団体においても、地域資源や地域特性を活かした脱炭素化の推進が求められています。

本市では、令和3年5月にゼロカーボンシティを表明するとともに、令和6年9月には環境省の脱炭素先行地域に選定されるなど、先導的な取組を進めています。これらの取組を地域全体へ波及させ、さらなる脱炭素化を推進していくことが求められています。

しかしながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、温室効果ガス排出量の更なる削減に加え、地域特性を活かした脱炭素化や再生可能エネルギーの導入拡大、気候変動への適応など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で取り組んでいく必要があります。また、脱炭素社会の実現には、市民及び事業者一人ひとりの理解と主体的な環境配慮行動が不可欠となっています。

2 基本目標

自然と調和した脱炭素社会の構築

3 KGI（成果指標）

KGI（成果指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
温室効果ガス排出量	2,234 千 t-CO ₂ （令和7年度） ※排出実績は令和5年度数値	1,931 千 t-CO ₂ （令和14年度） ※排出実績は令和12年度数値	下関市総合計画及び下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標値との整合を図り設定 目標値は、本計画の中間見直し時に、各計画の見直し状況を踏まえて見直します。

4 施策の方向性

本分野については、本計画において脱炭素社会の実現及び気候変動への適応に向けた基本的な方向性を示し、具体的な施策、数値目標及び進行管理については、「下関市地球温暖化対策実行計画」に基づき、両計画の整合を図りながら取組を推進します。

（1）脱炭素型ライフスタイルへの転換

①目指す方向

市民及び事業者が脱炭素社会の実現に向けた理解を深め、省エネルギーや省資源の実践、環境に配慮した製品・サービスの選択など、日常生活や事業活動における環境配慮行動が定着するよう、普及啓発や情報発信を通じて脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。

②主要な施策

- ・脱炭素型ライフスタイルの推進
- ・環境配慮行動の促進

（２）脱炭素型まちづくりの推進

①目指す方向

公共施設や公共交通、緑地などの地域資源を有効に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ないまちづくりを推進し、都市機能と脱炭素化が調和した持続可能な地域づくりを目指します。

②主要な施策

- ・環境負荷低減に向けたまちづくり
- ・公共交通等の利用促進
- ・緑地の保全、緑化の推進

（３）再生可能エネルギーの導入促進

①目指す方向

地域特性を活かした太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、地域資源を活用したエネルギー利用やエネルギーの地産地消を推進し、地域の脱炭素化とエネルギーの安定利用を図ります。

②主要な施策

- ・再生可能エネルギー導入促進
- ・地域資源を活用したエネルギー利用
- ・エネルギーの地産地消の推進

（４）気候変動への適応

①目指す方向

気候変動による自然災害や健康被害などの影響を軽減するため、防災、健康、農林水産業など関係分野と連携しながら適応策を推進するとともに、気候変動に関する情報提供や普及啓発を通じて、市民及び事業者の適応力の向上を図ります。

②主要な施策

- ・気候変動リスクへの対応
- ・熱中症・災害対策
- ・気候変動に関する情報発信

第4節 循環型社会

1 現状と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、資源の枯渇や廃棄物の増加をはじめ、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こしています。このため、限りある資源を有効に活用し、廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環的に利用する社会への転換が求められています。

近年では、資源制約やエネルギー問題への対応に加え、脱炭素社会の実現にも資する取組として、従来の3R・4Rの取組をさらに発展させ、資源を効率的かつ循環的に利用するサーキュラーエコノミーへの移行が国内外で進められています。

本市では、ごみの減量化や資源化の推進に取り組んできましたが、更なるごみの発生抑制や資源循環の推進、食品ロスの削減など、市民及び事業者と連携した取組を一層進めていく必要があります。また、一般廃棄物に加え、産業廃棄物、し尿及び災害廃棄物についても、それぞれの特性に応じた適正かつ安定的な処理体制の確保が求められています。

今後は、循環型社会の形成に向け、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生抑制や資源循環の推進、地域資源の有効活用などに地域全体で取り組んでいくことが求められています。

2 基本目標

循環型社会の形成に向けた資源循環の推進

3 KGI（成果指標）

KGI（成果指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
市民1人1日当たりのごみ排出量	994g/人・日 (令和7年度)	980g/人・日 (令和9年度)	下関市総合計画及び一般廃棄物処理基本計画における目標値との整合を図り設定 目標値は、本計画の中間見直し時に、各計画の見直し状況を踏まえて見直します。

4 施策の方向性

本分野については、本計画において循環型社会の形成に向けた基本的な方向性を示し、一般廃棄物及びし尿処理に関する具体的な施策、数値目標及び進行管理については、「下関市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、両計画の整合を図りながら取組を推進します。

（1）ごみの発生抑制の推進

①目指す方向

市民及び事業者が資源循環の重要性を理解し、4Rを意識したライフスタイルや事業活動

への転換を図るとともに、ごみの発生抑制や食品ロスの削減を推進し、資源の有効利用及び環境負荷の低減を目指します。

②主要な施策

- ・ 4R 運動の推進
- ・ 食品ロス削減の推進

（２）資源循環の推進

①目指す方向

資源の循環利用を推進するとともに、サーキュラーエコノミーの考え方を取り入れながら、地域資源の有効活用や循環利用を促進し、資源を大切に使い続ける循環型社会の形成を目指します。

②主要な施策

- ・ 分別・リサイクルの推進
- ・ 地域内資源循環の推進
- ・ 資源循環に関する普及啓発

（３）廃棄物の適正処理の推進

①目指す方向

一般廃棄物、産業廃棄物、し尿及び災害廃棄物について、それぞれの役割分担のもと、適正かつ安定的な処理が確保されるよう取り組むとともに、不法投棄の防止や海洋ごみ対策を推進し、衛生的で良好な生活環境の維持を図ります。

②主要な施策

- ・ 一般廃棄物の適正処理
- ・ 生活排水の適性な処理体制の確保
- ・ 産業廃棄物の適正処理推進
- ・ 不法投棄防止対策
- ・ 漂着ごみ対策の推進
- ・ 災害廃棄物対策

第5節 環境基盤施策

1 現状と課題

環境問題は、市民、事業者及び行政だけでなく、地域団体、学校、NPO等、多様な主体の活動と深く関わっています。また、脱炭素社会の実現、生物多様性の保全及び循環型社会の形成など、環境課題は複雑化・多様化しており、行政のみで解決できるものではなく、それぞれの主体が役割を果たしながら、地域全体で連携・協働して取り組んでいくことが求められています。

一方で、市民アンケート調査では環境問題への関心は比較的高いものの、環境活動への参加や環境配慮行動の実践には十分につながっていない状況が見られました。また、環境保全活動の担い手不足や高齢化も課題となっています。こうした状況を踏まえ、環境問題への理解を深め、自ら考え行動する人材の育成や、多様な主体が連携・協働しながら環境保全活動を継続できる基盤づくりの重要性が高まっています。

今後は、環境教育・環境学習を通じた人材づくりを進めるとともに、多様な主体による連携・協働を促進し、市民及び事業者が自発的かつ継続的に環境配慮行動を実践できる仕組みづくりを進めていくことが求められています。

2 基本目標

多様な主体が連携し環境施策を推進する仕組みづくり

3 KGI（成果指標）

成果指標（KGI）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境に配慮した行動を実践している市民の割合	現状値と目標値は今後設定		

4 施策の方向性

（１）環境教育・環境学習の推進

①目指す方向

市民一人ひとりが環境問題への理解を深め、自ら考え、環境に配慮した行動につなげられるよう、学校や地域など多様な場における環境教育を推進するとともに、身近な環境について主体的に学ぶ機会の充実を図ります。また、地域における環境学習や環境保全活動を支える人材づくりを進めます。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境教育・環境学習への参加者数	現状値と目標値は今後設定		実施事業における参加者数

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
学校等における環境教育の推進	学校等において、身近な環境や地域資源を活用した環境教育を推進し、環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動につながる意識を育みます。	* 学校における環境教育の推進・支援 * 地域資源を活用した環境教育の推進 * 体験型の環境教育プログラムの実施
幅広い世代への環境学習の促進	市民が身近な環境について主体的に学び、環境問題への理解を深められるよう、幅広い世代を対象とした環境学習の機会の充実を図ります。	* 環境講座・環境教室等の開催 * 環境関連施設を活用した学習機会の提供 * 環境学習に関する情報発信
環境学習・環境保全活動を支える人材づくり	地域における環境教育や環境保全活動が積極的に行われるよう、活動を支える人材の確保・育成や参加の促進を図ります。	* 環境学習を支える人材の確保・育成 * 環境保全活動を担う人材への支援 * 地域における環境活動への参加促進

（２）多様な主体との連携・協働

①目指す方向

環境課題の解決に向け、市民、事業者、学校、地域団体等の多様な主体が、それぞれの役割や強みを活かしながら、環境負荷の低減や環境保全に向けて連携・協働するとともに、地域における環境活動への参加や主体間のつながりを促進し、地域全体で持続的に環境施策を推進できる基盤づくりを進めます。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境活動に参加した市民の割合	現状値と目標値は今後設定		市民実感調査により把握

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
協働による環境活動の推進	市民、事業者、地域団体、学校等の多様な主体が、それぞれの役割や強みを活かしながら、情報共有や交流を図り、連携・協働による環境活動を推進します。	* 多様な主体による協働事業の推進 * 事業者等との連携による環境保全活動の推進 * 環境活動に取り組む主体間の交流・情報共有の促進

地域主体の環境活動への支援	地域における自主的な環境活動が継続的に行われるよう、地域団体等の取組を支援するとともに、活動への参加を促進します。	* 市民活動団体・地域団体等への支援 * 地域における環境活動の情報発信 * 環境活動への参加機会の創出
---------------	---	--

(3) 環境配慮行動を支える基盤づくり

①目指す方向

市民及び事業者が、日常生活や事業活動において環境問題を身近な課題として捉え、無理なく継続的に環境配慮行動を選択・実践できるよう、分かりやすい情報提供やインセンティブなど、環境配慮行動を後押しする仕組みづくりを推進します。

②KPI（進捗・行動指標）

KPI（進捗・行動指標）	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境配慮行動優良事業者数	現状値と目標値は今後設定		認定事業者数

③主要な施策

主要な施策	内容	主な取組例
環境配慮行動につながる仕組みづくり	市民や事業者が環境配慮行動を無理なく継続できるよう、制度や仕組みの充実を図るとともに、事業活動における環境配慮を促進します。	* 環境配慮行動を促進する制度・仕組みの推進 * 事業者の環境経営の促進 * 環境配慮型調達の推進
環境と暮らしのつながりが実感できる情報発信	環境と日常生活との関わりや環境施策の成果を分かりやすく発信し、市民や事業者が環境問題を身近な課題として捉えられるよう情報提供の充実を図ります。	* 環境情報の発信 * 環境施策の見える化 * 暮らしに身近な環境情報の提供
分野横断的な環境施策の推進	防災、健康、教育など様々な分野との連携を図り、環境施策を地域づくりや暮らしの向上につなげることで、分野横断的な環境施策を推進します。	* 防災分野との連携 * 健康分野との連携 * 教育分野との連携

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 市民

市民は、日常生活において環境に配慮した行動を実践するとともに、地域活動や環境保全活動へ主体的に参加し、環境負荷の低減及び地域環境の保全に努めることが期待されます。

また、環境問題への理解を深め、市や事業者等との連携・協働を図りながら、持続可能な地域社会の実現に向けた取組に主体的に参加することが求められます。

(2) 事業者

事業者は、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、脱炭素化や資源循環の推進など、環境に配慮した事業活動を自主的かつ積極的に推進することが期待されます。

また、地域社会の一員として、市民や市、関係団体等との連携を図りながら、持続可能な地域づくりに貢献することが求められます。

(3) 市

市は、本計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者及び関係機関との連携・協働を図りながら、環境保全に関する取組を推進します。

また、自らが事業者として率先して環境配慮行動を実践するとともに、環境に関する情報提供や環境教育・環境学習の推進などを通じて、市民及び事業者の取組を支援します。

さらに、関係部局との連携を図りながら、総合的かつ横断的に環境施策を推進します。

(4) 地球環境経営会議（庁内推進体制）

本計画を効果的に推進するためには、環境部門だけでなく、全庁的な連携のもとで施策を展開することが重要です。

このため、庁内の関係部局で構成する「地球環境経営会議」を活用しながら、環境、教育、防災、産業、都市整備等の各分野が連携し、横断的な環境施策を推進します。

地球環境経営会議では、環境施策の総合的な調整及び進捗管理を行い、部局横断的な連携のもと計画を推進します。

(5) 環境審議会

環境審議会は、下関市環境基本条例に基づき設置された附属機関として、本計画の進捗状況や環境施策に関する事項について調査及び審議を行います。

市は、環境審議会へ計画の進捗状況を定期的に報告するとともに、環境施策に関する意見や提言を踏まえながら、計画の推進及び必要な見直しを行います。

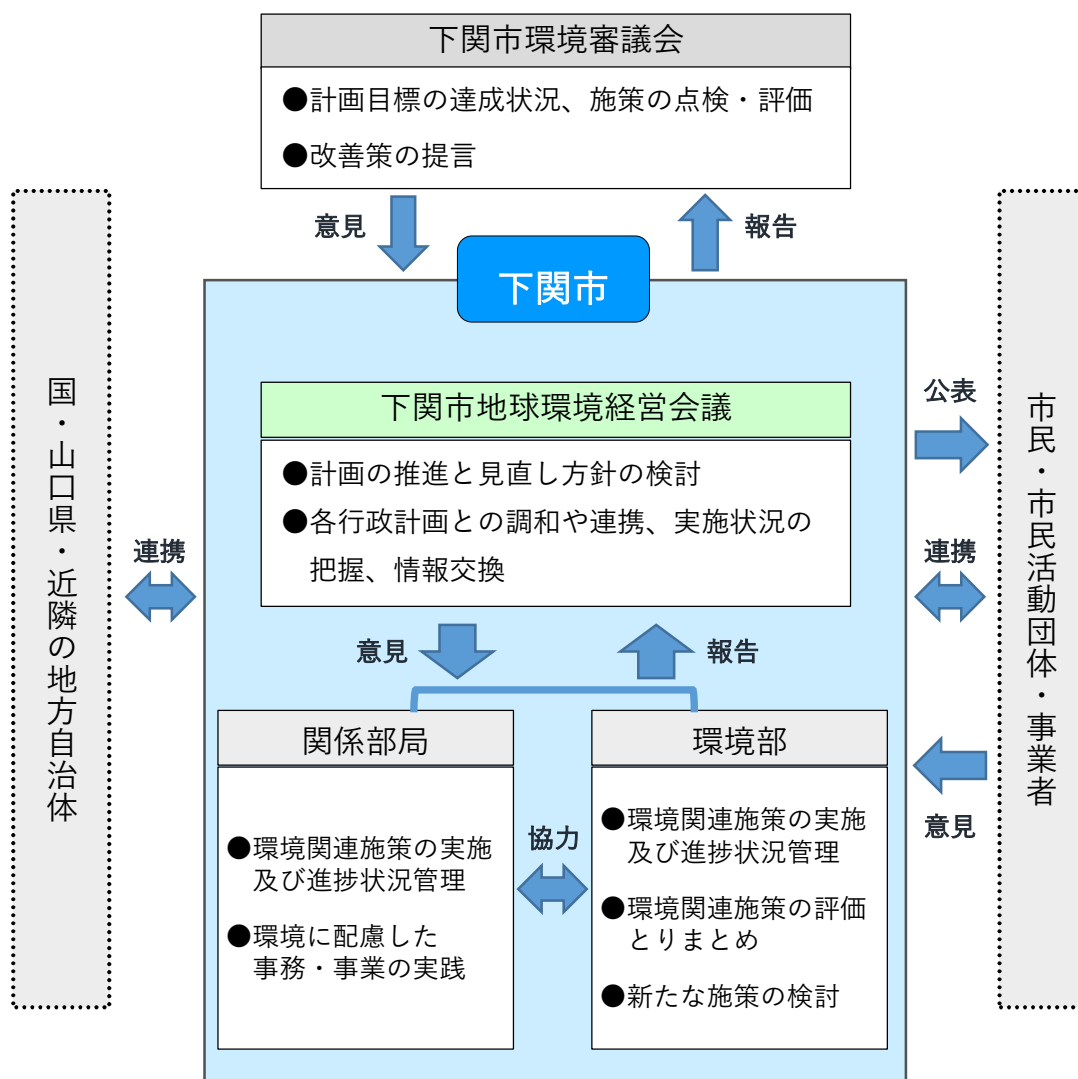


図 計画の推進体制

2 進行管理

(1) PDCA サイクル

本計画を着実に推進するため、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）の考え方にに基づき、計画の進行管理を行います。

施策及び事業については、KGI（成果指標）、KPI（進捗指標）及び活動指標（行政実施指標）を活用しながら進行管理を行い、その結果を施策及び事業の改善につなげることで、計画の実効性の向上を図ります。

また、具体的な事業については別に策定するアクションプラン（仮称）に位置付け、毎年度その実施状況を把握・評価しながら、必要に応じて見直しを行います。

なお、地球環境分野及び循環型社会分野については、地球温暖化対策実行計画及び一般廃棄物処理基本計画との役割分担を踏まえ、各個別計画における進行管理結果も活用しながら総合的に評価を行います。

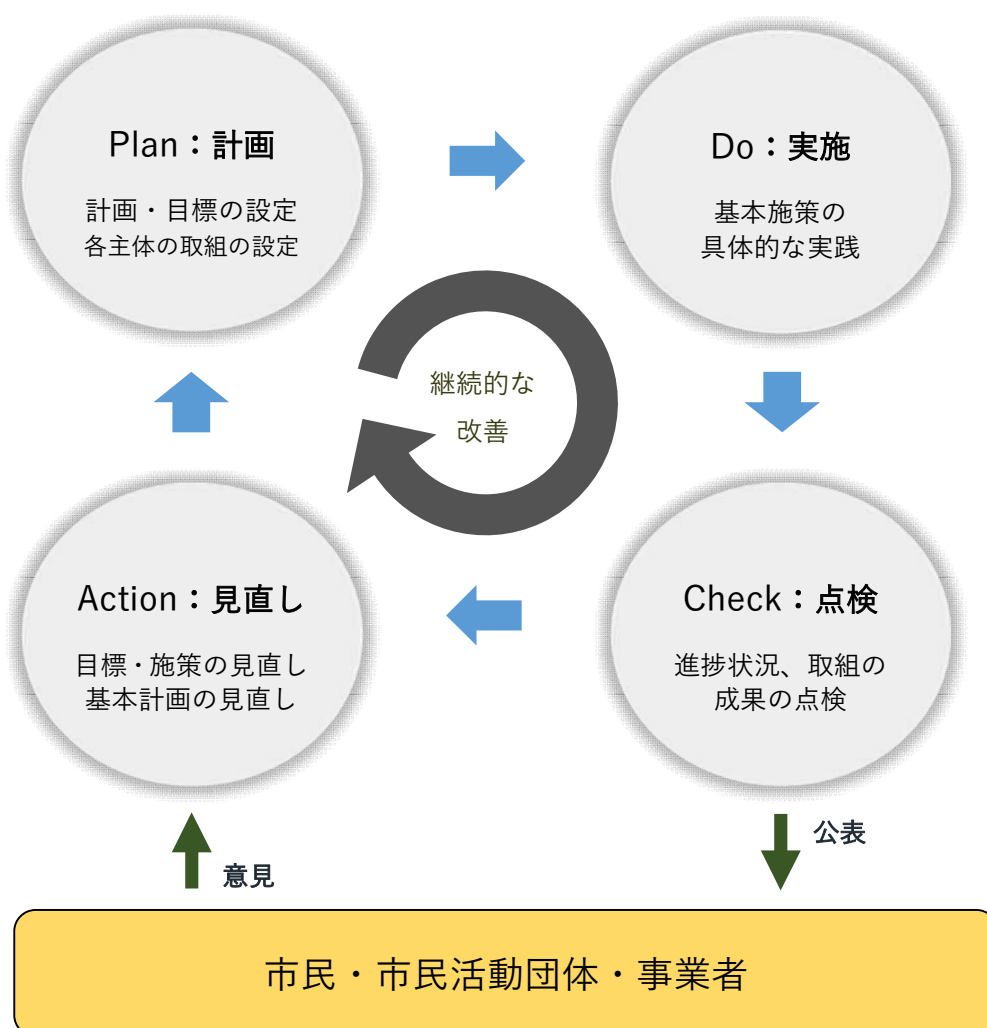


図 PDCA サイクルの考え方

(2) 毎年度の点検・評価

本計画の進捗状況については、毎年度、KGI、KPI 及び活動指標に基づき点検・評価を行います。

KPI 及び活動指標については毎年度継続的に進捗状況を把握・評価し、KGI については中間年度及び計画期間終了時を基本として達成状況を評価します。

評価結果を踏まえ、必要に応じて施策及び事業の改善を図ります。

(3) 進捗状況の公表

点検・評価結果については、市ホームページ等を通じて公表するとともに、環境審議会へ報告し、専門的な見地からの意見や提言を踏まえながら、施策及び事業の改善につなげます。

(4) 計画の見直し

本計画の推進に当たっては、進捗状況の評価結果や社会情勢の変化、国・県の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて施策及び指標の見直しを行います。

また、計画期間の中間年度を目途として中間見直しを実施するとともに、計画期間終了時には計画全体の評価を行い、その結果を次期計画へ反映します。

アクションプラン（仮称）については、毎年度の点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図 進行管理イメージ